

平成30年度第2回技術委員会（準備書第2回審議）及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解

資料1

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
1	全般	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間雨量を見ると災害を引き起こすような数値ではないが、昨年10月下旬の台風による災害で、県内において現在も地すべり対策を行っている。南信地方は台風による影響が大きいと思うが、どの程度か。</li> <li>・昨年の12月までの降水量の資料があれば、昨年の台風の状況も明らかになるので、提示いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南信でも、より南側の飯田地方では雨が多いのですが、伊那は比較的台風の影響が少ない状況にあります。18年の災害など、飯田より上伊那の方で災害が大きいこともあります。概ね飯田より伊那地方の方が台風の影響は少ないと言えるかと思えます。</li> <li>・準備書の作成にあたっては、28年度までのデータを用いていますが、委員会には29年度のデータを次回提出させていただきたいと思えます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書作成時において、平成29年度のデータを追加します。（資料1-1）</li> </ul>
2	全般	鈴木委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降水量と降雨量が混在している。データは降水量しかないので、第2回審議資料1の事後回答の見解の最後の行は時間降水量とした方が適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正いたします。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正した資料を提示します。（資料1-2）</li> </ul>
3	事業計画	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の指定地域からの盛土材搬入について、持ち込まないということが第一だが、どうしても持ち込む場合は不溶化の対策を講じる、ということであれば、「原則持ち込まない」と記載しもう少し強い姿勢を示す方が理解が得られるのではないか。</li> <li>・指定区域の土壌の吸着、不溶化は誰が行うのか。また、品質管理は、どのようなやり方をするのか。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設会社に発注してその一環として不溶化処理が行われるのであれば、工事監督責任は建設事務所にあるので、そのように記載されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言については検討させていただきます</li> <li>・吸着、不溶化につきましては、持ち込む場合は、排出する側の事業者が行います。</li> <li>・品質管理につきましては、次回までに検討させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訂正した資料を提示します。（資料1-3）</li> </ul>
4	事業計画	北原委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊那市下殿島における道路区域について「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は極力避けるルートとしているが、必要に応じて事業実施時に対策を検討する。」とのことだが、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に道路はかからないと理解してよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、詳細設計していく中でどうしても道路幅以外の部分が土砂災害警戒区域等にかかることがありますので、その場合は斜面の崩落防止措置などを講じていくこととなります。</li> </ul>
5	事業計画	北原委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊駒アルプスロードの路面に降った雨の排水は、大沢川に流入するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計がまだですので、排水の流末の設計はこれからになります。そのため、大沢川に流すかどうかは今後検討することになります。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
6	事業計画	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-10に盛土部を①から⑨の9つの区域に分けて示していたが、この部分が堰堤、この部分が堤防といった防災的な位置づけを示すことはできるか。</li> <li>縦断面図が示されているが、盛土部の高さを、最大の高さでも結構なので示すことはできないか。また、盛土の高さはもう少し低くできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さについては、この中に分かるように記載させていただきたいと思います。防災上の観点もごさいすけれども、交差道路との立体的なクリアランスも加味しておりますので、こういった高さで設定しております。</li> <li>防災上の位置づけについては、難しいかもしれませんが、検討させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>盛土部について、堤防等とする防災的な位置付けはありません。</li> <li>縦断面図に高さを表示しました。(資料1-4)</li> </ul>
7	事業計画	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この地域は寒冷地ということで、道路を供用していくうえで凍結防止剤等の使用が想定される。凍結防止剤の使用において環境配慮していく事項はあるのか、ないのか。</li> <li>もしあるのであれば、水質項目としての評価は必要ないが、事業計画の中に記載してはどうか。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凍結防止剤は撒かないわけにはいかないものだと思う。過剰に撒かないように配慮した道路管理をしていただくことかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結防止剤はアルプスロードでも使うことになりまして、他の道路でも使いますので、道路事業全般として考えていくところかと思いますが、特に個別にこの事業で何か配慮することは検討していません。</li> </ul>
8	大気	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気の評価を寄与濃度で記載しているが、できれば寄与率で記載いただきたい。</li> <li>非常に低い寄与だということは数字を見れば分かるが、寄与率がこの程度で低く、影響が大きい懸念はないという趣旨にさせていただくとより説得力がある。文章の中でも結構なのでお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>四捨五入すると寄与率はゼロになるものもごさいすので、書き方を工夫させていただく形で対応させていただきたい。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気質の寄与率を追記します。(資料1-5)</li> </ul>
9	大気騒音	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1のNo.12とNo.15の意見に対する回答に「検証、確認が必要か検討する」とあるが、検討結果はいつ頃示されるのか。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の生活環境の保全という観点からは、予測どおりの環境負荷に留まっているかの確認は必要である。おそらく知事答申に組み込まれることになるかと思うので、積極的な対応をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律上は工事中及び供用後になりますが、供用は平成42年を想定していますので、それが目安になるかと思っています。</li> </ul>
10	騒音	北原委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊駒アルプスロードの直線区間の延長線上に富島の小学校が所在する。道路からの距離は500mもないと思うが、騒音の影響はないのか。</li> <li>道路の直線区間の延長上にあるため、騒音の影響は真横よりもあるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地図から読み取ると、300～400m程度の距離と思われます。方向よりも距離の減衰効果が大きいので、ここまで離れていますと影響はないものと考えられます。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
11	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12. 2-30, 31に記載のある既存道路の等価騒音レベルは予測結果なのか。P12. 2-5に現場での測定結果が掲載されているが、既存道路は実測値を用いていないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P12. 2-5に現況値を掲載していますが、こちらは現況の交通量のものです。伊駒アルプスロードができることで、既存道路の交通が伊駒アルプスロードに転換されます。そのため、既存道路の交通量が変化し等価騒音レベルについても変わることが予想されることから、既存道路の等価騒音レベルについても、現況値を用いず、予測値を計算しております。</li> </ul>
12	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境保全措置として採用する遮音壁の設置について、効果の不確実性なしとなっているが、効果があるかないかは、まだ環境保全措置を実施していないので分からないのではないかと。これから効果があるかどうかを調べるのではないかと。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法対象事業では、他の事業で効果があることが確認されている遮音壁と同じものを作れば、不確実性なしという扱いになるというのが事業者の見解である。</li> <li>・知事意見の中には「住民の生活環境が守られていることを確認すること。」といった意見が入ると予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮音壁の設置については過去に類似事例があり、そこで効果があることは分かっているため、効果の不確実性なしと記載しています。</li> </ul>
13	騒音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12. 2-37の「(2)基準または目標との整合性に係る評価」では、環境基準値をクリアしているかどうかだけが記載されている。であれば、P12. 2-39, -40の表の評価欄は「基準との整合が図られている」という記載が適当であり、「又は目標」は不要ではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスの用語として、基準または目標としていつもセットで使われていますので、こちらで「基準または目標との整合」と書かせていただきました。塩田委員のおっしゃるとおり、確かに目標という部分がないので基準だけでもいいのでは、ということもありますが、アセスの技術手法の中でも基準または目標というところでその値との比較を行うということになっていますので、ここではセットで用語を使わせていただいておりますが、そのように修正させていただきたいと思っております。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所を修正します。(資料1-6)</li> <li>・大気質、振動、低周波音及び日照障害につきましても、同様に修正します。</li> </ul>
14	騒音振動	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12. 2-52、P12. 3-21に予測対象ユニットの選定が書かれているが、ここにもP3-23に記載のある使用する建設機械の表を載せた方がよいのではないかと。この表中の建設機械がユニットになり、それを使って予測値を計算しているということではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの値を持ってきているということで、今の件は検討させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所に建設機械を追記します。(資料1-7)</li> </ul>
15	振動	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12. 3-32に書かれている予測式<math>L_{10}=L_{10}^*+\Delta L</math>を計算してP12. 3-38の予測値を出しているのであれば、現況値の隣に増分を書くべきではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正いたします。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所に<math>\Delta L</math>(工事用車両による振動レベルの増分)を追記します。(資料1-8)</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
16	振動 低周波音	塩田委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等の予測をしているのは土工工事だけだが、準備書P3-16を見ると橋梁・高架部に関する工事もある。P3-21には工事の内容が書かれており、掘削・土留工の所にバイプロハンマーの記載がある。H型を打ち込んでいくのではないかと思うが、その時バイプロハンマーから低周波音が出る可能性があることから、振動と低周波音を予測した方が良いのではないか。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続の中で決まっていないから予測できないということであれば、事後調査あるいはモニタリングとして確認することになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画は決まっておらず、準備書P3-21も一般的なものを記載しています。バイプロハンマーにも高周波タイプと普通のタイプがあります。また、杭を打つに際しては、圧入機やアースオーガーのようなドリルで穴をあけるものもありますが、全く決まっていない状況です。これから施工計画を決めていく中で決まっていきますので、そういった中で振動値はその時に回答させていただければと思います。</li> </ul>
17	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の通水工対策について、「事後調査を行うこととする。」とのことだが、この事後調査とはいつの時点を想定しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着手前にボーリング等の調査を行う予定としています。調査を行った上で、通水工法に合うような設計をします</li> </ul>
18	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12.6-32の通水工対策の検討結果を整理した表に「効果の不確実性なし」と書かれているが、設計次第で効果は随分変わるはずであり、絶対安心だと言えない状況では、不確実性はあると捉えるのが普通ではないかと思う。</li> <li>・事後調査を前提にしているのであれば、不確実性がないとは言えないので、それをきちんと検証するということがわかるよう表記していただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の技術指針では、どのような環境保全措置についても不確実性があることを基本に書かれているが、主務省令等は、そういった記載になっていないので、あるか、ないかというレベルになっているというのが事業者の回答の趣旨。それでは住民は安心できないためアフターフォローをしてください、というのが従来長野県の技術委員会で行ってきたやり方である。今回も、そういった趣旨の指摘を知事答申の中に盛り込むことになる。資料上の表記はともかくとして、通常モニタリングといっているフォローアップは、よろしくお願ひしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12.6-33の事後調査の必要性という箇所、「環境保全措置の内容をより詳細なものにするため、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見指導を得ながら、必要に応じて環境影響評価法に基づく事後調査を実施する。」と記載しております。我々もそういったことを考えていますので、ご理解いただきたいと思います。</li> </ul>
19	水象 (地下水)	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通水工対策について、ボーリングを掘らないと工法もわからないという回答だが、住民の方へは、ボーリングを行った時点でこういった工法で行うといった説明をするのか。</li> <li>・その際に、「工事はこのような工法で行い、それによって地下水がどうなるか確認するための事後調査を行う。」といった説明をしてもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の詳細設計の中で地元と協議しながら進めていきますので、その中で丁寧に地元説明いたします。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
20	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>井戸の分布の現地調査をしていないとのことであれば、予測評価の保全対象がわからない状況であり、評価のしようがない。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>井戸は、防災対策、水道に障害が発生したときの予備水源として地元の市町村が情報を持っている可能性もあるかと思うが把握しているか。</li> <li>リニア新幹線では、着工後も近隣の井戸のモニタリングを行っているが、そういった計画はあるか。</li> <li>個人宅の井戸が枯れることも避けなければならないことなので、今後の対応の中で、極力詳細な対応をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の保全対象がわからない状態ではないかということについてですが、保全対象は地下水位そのものと捉えております。取水の井戸の量、水位と合わせて、水が下がることによって地盤が沈下するといった影響もございまして、水位そのものが下がらないということを対象として予測評価をしております。</li> <li>市町村に調査した中では把握できていない状況ですが、地下水のモニタリング調査はしっかりと行う予定です。</li> </ul>
21	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回委員会での「地下水の保全対象は地下水位そのものと捉えている」という回答は非現実的である。構造物を地下水位以下につくる場合、いかなる通水工法を施したとしても、周辺の地下水位に全く影響を与えないということはありません。</li> <li>影響を許容範囲に抑えるための設計をする上で、どこにどのような井戸が存在するのかという保全対象に関する基本情報は必須のデータである。したがって、事後調査計画の中に「現地調査によって、民家を含めた周辺の地下水利用状況について把握する」と明記すること。</li> <li>また事後調査の時期については「供用後及び工事中を基本とする」と記載されており、第2回委員会での回答と異なる内容になっている。追加の調査結果を設計に反映させるには工事前（設計前）の早い時期に実施しなければ意味がないのでそのように修正すること。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民家を含めた周辺の地下水利用状況の把握は、事後調査の対象ではありませんが、補償対象となるため、工事前において調査を行います。</li> <li>なお、調査済みの既存井戸の状況について、該当箇所を追記します。<b>(資料1-9)</b></li> <li>事後調査時期を「供用後及び工事中」としているものは、地下水位に関するものであり、追加の現地調査（観測）は通水の工法や構造の検討に必要となるため、工事前の段階で行います。</li> </ul>
22	水象 (地下水)	富樫委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備書P12.6-26に示された地下水の流向の調査結果について、その根拠をわかりやすく示すこと。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観測井戸2点間の地下水面の高さより流れの方向を推定しています。</li> </ul>
23	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-7のハザードマップに道路の位置を入れること。</li> <li>また、全体をまとめると、この地域の状況が分かる。ある程度精度が落ちてもいいのでまとめると、土砂災害等の十分な資料となる。</li> <li>今回集めていただいた資料の元データと、準備書P4-261等とが一緒か分からないので確認していただきたい。また、せっかくこういった詳細なものを集めていただいたので、全体を見やすくなるよう工夫した上で、そこにに入れていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定と土砂災害の関連につきましては、準備書P4-261、P4-263に図面を示させていただいております。</li> <li>元データを確認させていただきたいと思っております。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準備書において、最新の土砂災害警戒区域図と浸水想定区域図にルートを表示しています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
24	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補足資料の中に、土砂災害警戒区域と浸水想定区域に対する防災効果のイメージ図があるが、イメージで示していることを、地図上で図に示すか、文章で示していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所を追記します。（資料1-10）</li> </ul>
25	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れやすさマップ、いわゆる地震に対する資料に細かいものがないので、断層等も含め、もう一度調べていただきたい。</li> <li>・ほとんどの市町村のハザードマップには、液状化マップ、揺れやすさマップがついている。そういった詳細な地図があればそこに落としこんでいただければ良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に関しては、液状化の資料と揺れやすさの2種類資料があり、かなり縮尺が大きいものとなっています。精度はかなり落ちますが落とし込むということではよいでしょうか。</li> <li>・ハザードマップについては、各市町村ではたいてい1つの地図に落とし込んでいますので、この中になければならないかと思いますが、念のため確認させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断層については、準備書P4-43の表層地質図に示しています。</li> <li>・各市村のハザードマップに液状化や揺れやすさに関する情報はないため、公表されている液状化マップと揺れやすさマップに計画路線位置を図示した資料を評価書資料編に追加します。（資料1-10）</li> </ul>
26	植物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12.10-31の重要な植物種について、メハジキは区域内には生育していないが、計画区域から5mの近接地域に生育していることから、生育環境は保全されないおそれがあると判断されている。</li> <li>・一方、非常に危険性が高い、絶滅危惧Ⅱ類のイヌハギについては、計画区域から9mの近接地域に生育地があるにも関わらず、工事の実施や道路の供用による影響がほとんど生じないと記載されているが、5mか9mで判断が変わってくるのは納得がいかない。</li> <li>・イヌハギはこの地域で生息数が少ないので、移植は好ましくないが、モニタリングは実施した方がいい。</li> <li>・ミクリ属の一種についても判断の文書を読んだが、納得がいかない。危険性の高い種なので配慮いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全措置の必要の有無については、P12.10-30のフローに従って行っております。その上で、個体数が多くてそのうち少しに影響があるのか、それとも確認した個体数が少なくてそのうちの多くが影響を受けるかを加味して予測評価を行っております。また、直接変更と、事業地から直近で、例えば南側と北側でも違ってくるとは思いますし、生育環境が変わっていくかどうかを、加味しています。確認個体数の多い少ないと、どのくらい影響があるかが予測のウェイトを占めています。</li> <li>・5mと9mでは影響は同じようなものだと思います。先ほど言った割合というもの、ここにはありませんが危険性の程度によってモニタリングしなければいけないものもあるかもしれませんので、この話については、きちんと整理し次回の委員会の際に示させていただければと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・距離以外の現地状況も鑑みて予測評価したことによるものです。具体的には、イヌハギはメハジキと比べて生育基盤が事業区域の背後に広く分布する点及び生育基盤の現況地盤高が計画道路高より高い点が異なります。</li> <li>・イヌハギは事業実施による影響がないと予測評価しているため、事後調査を行いません。</li> <li>・ミクリ属は40mと十分な距離があることに加え、生育環境を考慮して影響ないと予測評価しています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
27	動物	中村雅彦委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1のNo. 31の回答に、「猛禽類の行動圏に関する調査として、定点調査を行っているが、営巣地に関する結果以外は別冊に含まれていない」とある。定点調査では営巣地以外にどのようなデータがあるのか。</li> <li>猛禽類については、巣からの距離だけでなく、高利用域が大事で、営巣場所から工事現場までは遠いけれども高利用域は近いといった場合は、対策を考えなければならない。メッシュを切って、この場所で良く飛翔しているというデータも示されていないが、高利用域の解析が必要ないとする根拠はなにか。</li> <li>事後調査も事前調査と同じように調査を行うのか。</li> </ul> <p>(片谷委員長) 高利用域も工事区域から十分距離があると判断したから問題がないという判断になったのであれば、そのように記載していただく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点調査ですので、例えば通常の飛翔行動、その飛翔の内容、ディスプレイ、繁殖に関するもの、縄張りに関するものといった情報は記録しております。</li> <li>営巣地、餌をとる、餌を解体する、そういった繁殖又は生息に重要な地域があると思います。そういったものは、定点調査を行っていれば、高利用域という形で出ているかと思いますが、それがそれぞれ道路から離れている状況にありましたので、メッシュを切って重ねる必要はないのではないかということで判断させていただきましたので、見解を修正させていただきます。</li> <li>事後調査についても事前調査と同じように調査を行います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当箇所の記載内容を修正します。(資料1-11)</li> <li>第2回審議の資料について、記載内容を修正します。(資料1-2)</li> </ul>
28	動物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>両生類のナゴヤダルマガエルについて、事業実施区域周辺で生息を確認している。ナゴヤダルマガエルは確認することが難しい種だが、絶滅危惧Ⅱ類であるので調査をしていただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>追加で調査しても、その時に見つかる保証はない。見つかったという情報があるのであれば事務局経由で事業者提供し、手続に反映していただくのが一番確実な方法である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認の適否ですとか、現地のどこにいるか等の詳しい情報は、先生から情報を頂いて調査・予測評価という形で反映させたいので、情報提供をお願いします。</li> </ul>
29	生態系	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回審議後追加意見として、生態系の定量的評価に関する事後調査をやってほしいという希望を述べた。</li> <li>ミヤマシジミは河川生態系の典型種であるので、その種だけでも事後調査をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今のご指摘については、検討させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミヤマシジミは、事業実施による影響がないと予測評価していることから、事後調査を行いません。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
30	景観	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回審議後追加意見として、準備書P12.12-18～24の写真は広角過ぎて被写体が小さくなっており適切ではないという意見を出したが、それに対する答えが、被写体が小さくなっているということで回答になっていない。</li> <li>・準備書P12.12-14をみるとNo.1からアルプスロードまでの間にカーブがあるように見えない。現地は局所的にカーブしていますと言われるけれども納得できない。</li> <li>・第1回審議で提出されたスライド13番のような、広角のレンズではないレンズで撮った写真、通常眺めて見える景色に近い写真でのフォトモンタージュの追加が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の資料としてお示しすることは可能ですので、ご指摘のような視野角の資料を検討させていただきたいと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大した写真のフォトモンタージュを作成しました。（資料1-12）</li> <li>・省令における主要な眺望点の定義は「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」とされています。三峰川堤防付近でそのような場所を探しましたが、計画路線から遠くなることから、より近くで駐車可能スペースが存在し、かつ三峰川サイクリング・ジョギングロードの看板が設けられている場所を、「不特定かつ多数のものが利用している」場所と見做しています。計画路線位置、撮影位置及び不特定多数のものが利用する場所の位置関係を資料に示します。（資料1-13）</li> </ul>
31	景観	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書P12.12-18のフォトモンタージュの将来の風景では改変箇所が灰色で示されているが、P12.12-42では緑色で示されている。着色が違う理由は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・灰色と緑色の色の違いについては、対象構造体が違っていて、片方が橋で、もう片方は盛土で斜面を緑化するという御理解ください。</li> </ul>
32	景観	山室委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河岸段丘を景観の保全対象とするのであれば、フォトモンタージュでスカイラインを切断していないから保全されていることにはならないと思う。</li> <li>・なぜ伊那市下殿島地区は保全対象としているのに、他のところは対象としていないのか。河岸段丘の景観を保全するのであれば、他のところも一緒ではないか。</li> <li>・盛土をすれば、緑化しても地形的には河岸段丘ではなくなる。河岸段丘については、地形を盛土してしまったら保全のしようがないのではないか。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段丘自体を残すという保全措置は無い。段丘が見えなくなる所はあるけれど、その変化をできるだけ少なくする保全対策をするといった文章にしていればいい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備書のP12.12-43の一番上の保全対象の部分の文章にも書かせていただきましたが、「本事業により、景観の構造に変化が生じると予測した眺望点を保全対象とした。」ということで、表にあります大久保ダムと下殿島の2点としていますが、「特定の眺望点のみでなく、全線を対象にして保全措置を検討することとした。」ということで、代表する地点のフォトモンタージュを作らせていただきましたが、こちらの地点に限らず、お示しした環境保全措置はできる限り全線に渡って対応していきたいと考えていますので、御理解いただければと思います。</li> <li>・見えなくなるものを見えるようにすることは不可能ですが、極力影響を低減していくことは可能かと思っております。準備書に書かせていただきましたように、極力、河岸段丘に近いような法面の緑化ですとか、構造物の配慮をさせていただく対応を考えています。</li> <li>・表現については、趣旨をもう少し正確に把握させていただき、可能な限り評価書で反映していきたいと思っております。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所の記載内容を修正します。（資料1-14）</li> </ul>
33	人と自然との 触れ合い 活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三峰川サイクリング・ジョギングロードの付け替えについて、盛土にしてボックスカルバートにするのか。それとも橋脚になるのか。</li> <li>・盛土でボックスカルバートにした方がはるかに圧迫感があり、人触れへの影響も大きい。最大影響を想定して保全措置を検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足資料では橋梁の絵になっておりますが、経済性等を考慮しながら工法を決めていくと、実際には盛土になるかと思っております。そうなると交差部分はボックスカルバートになるかと思っております。</li> <li>・そのように対応したいと思います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当箇所の記載内容を修正します。（資料1-15）</li> </ul>